

今なぜ「サステイナブル・ユース（持続可能な利用）」を論究するのか

小原秀雄

野生生物保全論研究会会長(会報掲載時)・女子栄養大学名誉教授

片仮名での表現をお許しいただきたい。この語、とくにサステイナブルの訳語及びそれが使われる文脈に、大きな問題が含まれているためである。永続的、あるいは持続的（それぞれ永続可能、持続可能ともする）、そして維持可能とも訳する。以下本文では S.U. (Sustainable Use または Utilization) と略するが、このコトバは日本では野生生物品の商取引関係者以外ほとんどなじみがない。しかし、サステイナブル・ディベロプメント (Sustainable Development、以下 S,D.と略訳) 概念との関連で用いられるようになったもので、S.D.の方はブラジル・サミットの基本理念として環境関係では定着した用語である。

S.D.もある点ではあいまいさを残した概念であるが、S.U.はより以上である。あいまいさの起こる理由は、永続と訳されようとも、維持、持続であっても、発展（または開発）や利用が持続し、永続、維持していった問題は無いのか、あるいは言葉や概念はともかく果たして実現可能なことなのかどうも疑問だからである。

S.D.そのものは環境保全と経済発展や開発が両立すべきものと 92 年のブラジル・サミットで理念的に打ち立てられたものである。現実にはほぼ全ての国家が市場原理に基く経済発展を国策としている以上、一方の現実に環境悪化が経済成長の結果生み出されている中で、その対策をホンネで論じようとするならば、S.D.の実現を図るという表現は、一面では妥当だと見られよう。八方丸く収める苦肉の策として、理想的なかくあるべしというものといえるからである。発展や開発の内容が問われるのは、環境保全の立場からはもちろんである。

この脈絡においては、S.U.は S をどう訳そうと、とにかく「利用」が基本となる。そして「利用」対象の自然資源は経済資源とみなされる。

自然資源を経済資源とだけみなすのは、自然保護、野生生物保全、そして地球の自然環境保全の立場に立って、人間環境における自然（野生生物も自然の一部である）の役割・意義などを考える上からは到底認め難い。そこで最近利用推進を図る立場では、S.U.とは利用によって保護費用を生み出すとか、地元民に利益配分をもたらすことで、保護に貢献するなどに役立ち、しかも資源を適切に管理して資源を保全する、それが自然資源だから自然保護となると主張する。

この場合の S.は合理的（生態学的、エコロジカル）な方法で管理するということで、これを科学的と称する。実は、科学的とはいっても、自然科学的（自然に則して）とはいえ

ないのだが、コトバとしてはなんとなく、そのように思わせるものだ。また、現在用いられる S.U.の S.は自然環境の管理だけを意味してはいない。

ところで、S.U.の対象となる自然資源として現在問題になっているのは野生生物であり、その「合理的」利用である。正確に言えば、具体的に S.を考慮する利用をするという国際条約、CITES (Convention on International Trade Endangered Species of wild fauna and flora、またはワシントン条約) が 1973 年に結ばれた事態にこれは示されている。

野生生物の S.U.は CITES の基本理念である。だが一方では野生生物の保全によって、地球の自然を保全しようという理念も含まれる。「利用」が自然を破壊しないようにとの「歯止め」がかけられている。それが S.であり「合理的」であるが、Sustainable の内容が問われることになる。もちろん利用の内容にも生命を消費するのと、そうでないもの non-consumptive がある。CITES はあくまで消費的利用を持続的ペースで、というのが基本理念になる。この点で日本の業界は、条約適用まで全く規制を受けずに過ぎて来たので、この規制が自然保護だけの目的だと思い込んだようであり、NGO の側も多くはそう考えたようであった。京都の COP8 における NGO の集会などで、私は S.U.がこの条約の基本だと話したりした。S.が実現できるなら、真の「業界」保護の条約となるのだと述べもした。

CITES は 73 年当時の世界の大勢だった濫獲への歯止めになる点で、確かに結果的には野生生物の保全にも役立ち、それは自然保護ともなる。当時の地球上の自然の危機は、集約的に野生生物の大量取引に現れていた。条約の理念はその目的である自然を守るための働きにこめられてもいた。こうした理念の理解は後発の日本においては充分には浸透しないままに、国際的には次第に利用の側面の強化が進んできた。最も大きな推進力となったのは、いうまでもなく、第三世界の経済的要求であり、端的に反映されたのが、アフリカゾウ問題である。先進諸国の長期的不況下で保護行政への資金援助が限界であることに加えて、第三世界の市場経済へのくみこみ、南北の業界のつながりと要求、それが明確に波及している。例えば、そのひとつの非常に重要な動きとして、最近の国際的な政治経済上の新たな動向は、自由貿易推進である。環境破壊も無視しかねないこの動きは CITES も実質的に無力化しかねない。南の自然資源を取り崩すことによる地元民への利益配分、その誘導の構図は、ダムや原発、基地その他での争いにおいて日本国内でいくらかでも見られる。その際のキャッチフレーズとして、様々な美辞麗句が作られる。既定のあいまいな S.U.も科学的に装おわれた表現の一つに使われている。

第三世界の人々の貧困を救うのには、「自然」を切り売りせずとも出来ることはある。それなのに、貧困を救うために象牙を買うという主張さえあった。同じ第三世界の各国で CITES に関連して象牙取引について言えば、密猟密輸と汚職その他で社会がすさむ恐れが多分にあるなど、問題点は多々ある。また、第三世界の「自然」は、現在では世界（地球）の「自然」資源なのでもある。にもかかわらず、アフリカゾウの象牙や皮革の取引再開を

めぐる執念深くかつ周到な「根回し」や「準備」が行われた。それを正当化するのに S.U. は貢献した。

サステイナブル (S.) をこの点から論ずるならば、地球環境の問題との関連で、まず全地球的にも、あるいはその対象となる地域の生物界と生態系においても、また種においても、自然のサステイナビリティこそが前提されねばならない。私は1993年神戸での「サステイナブル・ソサイティ全国研究集会」において、この考えを提起しておいた。S.U. を前提として振りかざしてくる「利用」推進の大波に対して、「自然の（野生動物の種、個体群の自然な維持）サステイナビリティ」を確かにしておくべきだったからである。

CITES で問題にするような動物の種は、通常種個体群として自然生態系内に実在する。種個体群の利用は、自然生態系を保存しようとする地帯にすむものと利用による変化を前提とする地帯のものとは異なるが、一般にはこの区別をしていない。一つには、自然状態を景相の見かけで一般に判断する（緑豊かなといった表現）傾向のためである。野生動物の退行したスイスの生態系を「自然」だというのがその一例だ。もう一つは、自然を管理しつつ利用し保全するという表現で、利用を前提としながらあたかも自然が保全されるかのような論理を意図的に主張する場合である。S.U. は後者の論理的根拠とされる。

利用前提の場合に個体数変更が「科学的」根拠として使われる。増えているとか、安定しているとされるのである。個体群の数量的維持は利用によって半家畜状態になれば、可能であり、コントロールできる。個体数が増えているとか安定しているとかは、自然状態か否かとは関係ない場合がある。雄雌比や年齢分布など、質を無視して数だけをいうのである。また、増えているのが自然のバランスが崩れた結果である場合もあるのに、これで容易に利用肯定におとしいられる場合が多い。科学的に見えるのである。スポーツ・トロフィ・ハンティングの場合なども数量は減らないかわりに、特定の個体、角や牙が見事だとか、たてがみがりっぱであるとか、雄が選択されるなどの傾向が生じてくる可能性がある。もちろん魚類のように大量の卵を生む動物と、一生に数頭の仔しかもたないゾウといったように、種や系統によっても異なる。利用する場合に（利用を全否定しているのではない）は、その地域の種個体群の長期的な生態などの十分な調査が欠かせない。そしてあくまで調査は地域の誠実なナチュラルリストなどによらねばならない。

また S.U. においては「その前提として」対象とする種個体群の十分なストック個体群が自然な状態で保存される必要がある。これは別のいいかたをすれば、十分な自然生態系が「非」利用地域として残されねばならないということである。しかも、遺伝的にも生態的にも十分な安全性を見込んで保存しておくべきである。国立公園や保護区があるではないか、とか経済発展が必要な第三世界に、自然のままの利用しない土地を保存せよとは、無理だといった声がある。詳細は別に論じなければならないが、保護地帯の多くは昔設定されたもので充分ではない。また土地利用政策が保全上不十分である。

理念を確立し、濫開発が改善されれば、十分に広大な自然のままの地域が残り得る。そしてなによりも大切な理念は、自然のままの地域は「保存」のための地域、地球の自然環境維持のための必要な「無用の用」になる地域なのである点だ。したがって、世界の国際的共有地として、その保存に国際的に資金や労力・知力を供すべきである。

国立公園や保護区内においてさえ、国際的圧力や経済力で、動物を捕獲したり、狩猟を行ったりする現実がまだある。こうした第三世界の自然や野生生物の保全には、世界の人々の支援が今なお必要なのである。

ところが、最近では、NGOや保護団体などから、ヘッドハンドでタレントが利用の側に移る傾向が著しいだけでなく、IUCNやWWFなど先進国中心の保護団体などは、大きければ大きいほど各国の国策などの影響を受ける傾向が著しい。S.D.やS.U.の論理展開にも科学者や保護関係のタレントなどが動員され、保護よりも政治経済の動向に応じた戦略がたてられて、巧みな装いでマスコミなどにも働きかけている。国際政治経済のこの巨大な潮流を阻止するとか、方向を変えるとといったことは、NGO側、特に日本のNGOは弱小で、しかも環境NGOも国際的な野生生物保護に関心を持つものはほとんどない状況なので、不可能に近い。しかし、S.U.やS.D.が両義的な概念であることに示されるように、一方では地球環境の危機が迫っている現実から、政治経済の国際的動向も保護への配慮を全く欠くことはできなくなりつつある。さらに保存、保全の主張が理念的には正しいものであるため、利用の側の論理にはホコロビが出る。業界の利益のための鎧が、衣の下から見え隠れするのである。

以上のような現状である以上、我々は保護の立場、自然や野生生物、ひいては地球を守り、人間を守る立場から、S.U.などの諸概念をきちんととらえ、どのような脈絡、条件の下に用いるべきかなど（あるいは用いるべきでないか）を確かにして、マスコミなどに明示していくべきであろう。国民の蛋白資源確保のために（利益は度外視してとまでいいはって）捕鯨を続行するとか、第三世界の貧しい人々のために象牙を取引するとか、保護の費用を生むためとかいう「甘い表現」のホンネを提示してみせる上にも、次々と打ち出されるコトバを的確にとらえ、論究をしていこうではないか。これは弱小NGOでもできることである。

付記：私の友人となっている東アフリカ保護地帯の現場リーダーたちは、次のように主張しています。欧米などからの資金は保護のためにといわれながら、欧米の研究者たちに使われるのが60%その他政府などにも使われ、現場には10%以下しか到達しないと。最近では、日本の援助や研究者たちの活動に対してもこれに類したことをきくことがある。保護のための資金は少額でも直接現場に届けるのが望ましいし、これはまた弱小NGOでもできる援助です。